



札運整 5 1 7 号  
札運登 7 1 6 号  
平成 3 1 年 2 月 8 日

北海道行政書士会 札幌支部長 殿

北海道運輸局札幌運輸支局長



業務繁忙期における自動車の検査・登録業務の円滑な推進について（協力依頼）

平素、運輸行政に深い御理解と多大な御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、例年 3 月から 6 月にかけては、業務繁忙期となり通常期に比べ検査・登録業務が集中し、混雑する時期となりますので、当支局といたしましては、業務繁忙期に先立ちまして申請者の方々に御迷惑を御掛けしないよう申請処理を適切に行うため万全の対策を講じることとしております。

つきましては、業務繁忙となりますこの時期（3 月から 6 月）における検査・登録申請の円滑な処理を行うため、傘下会員に対しまして別紙事項について特段の御協力をいただきますよう周知徹底方よろしくお願いいたします。

## 1. 検査・登録関係

### ● 業務時間について

検査及び登録の業務時間は、次のとおりですので時間厳守に御協力願います。

自動車検査の時間 (検査場の検査時間)	午 前 9 : 0 0 ~ 1 2 : 0 0 午 後 1 : 0 0 ~ 4 : 0 0 ※再検査の確認を含め、時間内での終了となります。 ※検査開始時間の5分前には車両にて待機をお願いします。
検査申請書の窓口受付時間 (検査に伴う継続検査)	午 前 9 : 0 0 ~ 1 2 : 0 0 午 後 1 : 0 0 ~ 4 : 0 0
指定申請書の受付時間 (検査に伴う継続検査)	午 前 9 : 0 0 ~ 1 1 : 4 5 (午 前 8 : 4 5 ~ 1 1 : 3 0) 午 後 1 : 0 0 ~ 3 : 4 5 (午 後 0 : 4 5 ~ 3 : 3 0) ※ ( ) 書きは一括集中申請に係る申請時間です。
登録申請書の受付時間 (電子情報処理による申請)	午 前 8 : 4 5 ~ 1 1 : 4 5 午 後 1 : 0 0 ~ 4 : 0 0

## 2. 検査関係

### (1) 検査予約について

業務繁忙期は「月末及び週末」に混雑する傾向にありますので、ユーザーの理解を得た中で、受注の調整を行い、検査台数の平準化をすることで混雑緩和に御協力をお願いいたします。なお、3月末、4月末(GW前)、5月末(納税証明書の有効期間満了日付近)は特に混雑しますので、受注調整を行い計画的な受検をお願いいたします。

### (2) 検査集合時間及び検査時間について

業務繁忙期間中は検査予約台数を最大処理台数としますので、検査及び窓口での待ち時間の短縮のため、予約された検査集合時間を遵守して下さい。また、受検車両が多く検査待ちの時間が長くなりますので、日頃から実施されております点検・整備をより一層強化していただき、再検査の減少に努め、待ち時間の縮減に御協力願います。なお、車両の種類、再検査の増加等により、予約時間内でその検査が処理出来ない場合は、次ラウンド以降の受検となりますのであらかじめ御了承願います。

### (3) 検査の受検について

検査の効率化を図るため、次の点に御留意願います。

- ① 受検前に「車台番号・原動機型式」の打刻位置の確認及び清掃をして下さい。
- ② 検査を受検する際は、不要な積載物品は降ろして空荷の状態を受検して下さい。なお、新規検査等を受検する際には、重量測定が必要となる場合がありますので、スペアタイヤを確実に取り外していただくことと、不要な積載物品は降ろしてから受検して下さい。(※測定後のスペアタイヤの取付け時には脱落事故防止に御配慮願います。)

- ③ 検査票には、必要事項を必ず記載して下さい。(検査の種類・登録番号・車台番号・原動機型式・走行距離等)
- ④ 初めて受検される方等不慣れな受検者は、受検要領の熟読及びコース見学により受検方法を理解の上、受検して下さい。
- ⑤ 検査時の書類紛失防止のため、バインダー等の利用をお願いいたします。
- ⑥ 当日中に合格できない車両又は当日初回の入場を含め3回までに合格しない車両は、「不合格」となります。なお、諸元(寸法・重量等)に変更のない中古新規(中古予備)検査又は継続検査は5番窓口で「限定自動車検査証」の交付を受けて下さい。
- ⑦ 検査合格車両は受検当日に申請していただくこととなりますので、申請書類を完備した上で受検して下さい。
- ⑧ 上記①及び②などが遵守されず適切な審査業務が実施できないと判断された場合は、審査中断(検査コースから退出)等の措置を行いますのでご了承願います。

(4) 継続検査更新について

- ① 重量税の区分及び減免措置の車両かどうか確認して下さい。

参考：<https://www.nextmvtt.mlit.go.jp/>



次回自動車重量税額照会サービス

初めての方	よくあるご質問	利用規約	ご利用上の注意	プライバシーポリシー	セキュリティ	お問い合わせ先
-------	---------	------	---------	------------	--------	---------

> ホーム

次回自動車重量税額照会サービス

- ② 事前に自動車税の納付状況及び駐車違反金の未払いがないかユーザー等に確認して下さい。

参考：放置違反金滞納車情報照会システム(日整連)

<https://www3.jaspa.or.jp/>

## 放置違反金滞納車情報照会システム

<各種案内>

・新着情報/お知らせ(更新日:2019/01/08)

- ③ 電子保安基準適合証による継続検査申請(OSS又はハイブリッドOSS)は、従来の紙による申請書類と提出ファイルを分けるなどして、申請方法が判別可能なようにして下さい。
- ④ 窓口への書類提出は検査票右上部に記載されている、1～7(検査票・重量税納付書・OCRシート・車検証・・・)の順に書類を揃えて提出して下さい。→
- ⑤ 更新において、自動車検査証等の交付書類に間違いがないよう細心の注意を払いますが、交付された自動車検

	= 受付及び窓口提出時 =
添付書類順序 (継続検査)	1. 自動車検査票
	2. 自動車重量税
	3. 検査申請書(OCRシート)
	4. 自動車検査証
	5. 納税証明書
	6. 自動車損害賠償責任保険証明書
	7. 点検整備記録簿(提示)

査証、検査標章及び総走行距離の記載等交付書類に誤りがないか確認して下さい。

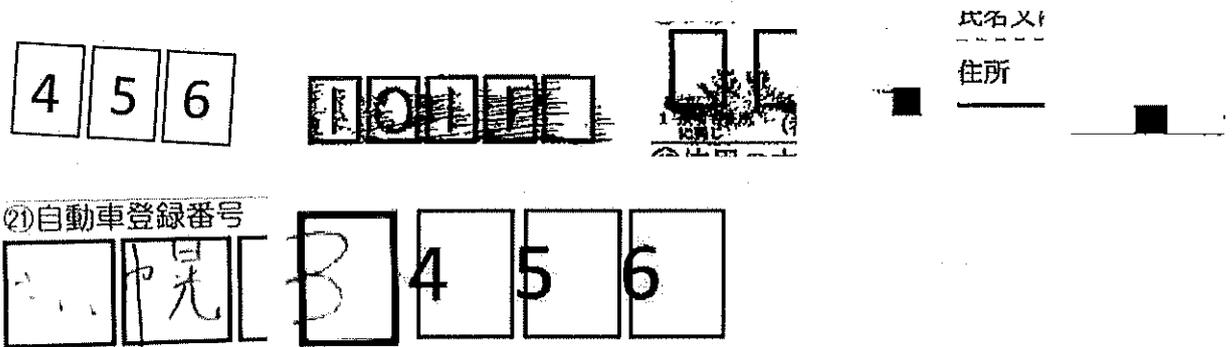
(5) 継続検査申請書 (OCR シート) の記載について

- ① 無料配布している申請書をコピーした用紙は使用しないで下さい。申請書への記載文字は、楷書で正確・ていねいに記入欄から文字がはみ出さないように記載して下さい。
- ② パソコン等の機械により印刷した申請書は、印刷した様式の枠線にかすれ、傾きがないものを使用して下さい。

また、申請書への印字・記載は鮮明かつ、記入欄に収まるように印字して下さい。

不鮮明な印字や記入欄からはみ出した印字は、OCR機器読取り文字の誤読や窓口処理の遅延の原因となり、結果として皆様の待ち時間増大してしまいますので、ご協力をお願いします。

※誤読や遅延となる例



上段左から、ナナメに印刷、かすれ、汚れ、「■」マークに接した汚れ・線。

下段左から、薄い・枠と重なっている、枠外へのはみ出し。

参考：OCRシートダウンロード・注意事項 (国交省)

[http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_tk6\\_000028.html](http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk6_000028.html)

なお、すでに押印 (又は署名) 済みの申請書を汚してしまった場合などは、(“汚れのため” “印字ミス” などと記載のうえ) 機械投入用の申請書をもう一枚作成 (押印などは不要) し、押印済みの読み取らない申請書と提出するようお願いします。

- ③ 自動車検査証の「有効期間の短縮」を行う場合又は「総走行距離計」の交換があった場合は、その旨を適合証 (無い場合は重量税納付書) や申請書等に明示して下さい。

### 3. 登録関係

#### (1) 業務量の平準化について

登録業務の円滑な処理を図るため、当該期間中における各月の20日締めの日、週末及び月末等、特定の日に集中しないよう、御協力を御願いたします。

#### (2) 登録申請について

- ① 受付不備・審査不備率が非常に高い状態ですので、登録申請書類は申請書（OCRシート）及び添付書類に誤りが無いか御確かめの上、申請して下さい。
- ② 申請書への記載文字は、楷書で正確・ていねいに記入欄から文字がはみ出さないように記載して下さい。
- ③ 新規検査を受検する場合は、検査合格当日に申請できるよう登録書類を完備して下さい。
- ④ 整理票発券後は速やか（5分以内）に登録受付窓口へ申請して下さい。
- ⑤ 受付終了時間間際は非常に混雑しますので、余裕をもって申請して下さい。
- ⑥ 車台番号不鮮明による職権打刻については、年度末での処理が大変困難となっておりますので、お早めに支局の確認（7番窓口）と書類の提出を行うよう御願いたします。

### 4. その他

- ① 名義変更など登録書類の問い合わせは、支局登録担当への直通電話番号はありませんので、登録ヘルプデスク050-5540-2001（音声ガイダンスが流れたら037をプッシュ）にして下さい。
- ② 構内は徐行（8km/h以下、検査場は5km/h以下）です。安全運転に心掛けて下さい。
- ③ 構内の駐車スペースには限りがありますので、庁舎壁面の案内表示図をご確認の上、定められた駐車スペースを御利用願います。また、駐車場に誘導係員が配置されている場合は、係員の指示に従って下さい。
- ④ 車両運搬車を構内に駐車する場合は、リヤ・ゲート等は格納状態として下さい。
- ⑤ 車検場及び傾斜角度測定上屋等、建物付近では屋根から凍結した雪塊が落下することがありますので、軒下の通行及び駐・停車はしないよう御注意願います。